(五)　探査の許可を受けた者が死亡した場合において、その相続人が当該探査に係る事業を引き続き行おうとするときは、被相続人の死亡後六〇日以内に経済産業大臣に申請して、その承認を受けなければならないものとすることとした。（第一〇〇条の九関係）

(六)　経済産業大臣は、鉱物の存在状況の把握等のため必要があると認めるときは、探査の許可を受けた者に対し、その探査の結果を報告すべきことを命ずることができるものとすることとした。（第一〇〇条の一一関係）

16　経済産業大臣の権限の委任

鉱業法に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができるものとすることとした。（第一四五条関係）

17　罰則

探査の許可を受けずに鉱物の探査を行った者等に関する罰則を定めるとともに、罰金の引上げ等を行うものとすることとした。（第一四七条～一五二条関係）

二　石油及び可燃性天然ガス資源開発法の廃止

石油及び可燃性天然ガス資源開発法を廃止するものとすることとした。

三　経過措置等

1　この法律の施行に伴う所要の経過措置等について規定することとした。（附則第二条～附則第九条及び附則第二三条～附則第二五条関係）

2　関係法律について所要の改正等を行うこととした。（附則第一〇条～附則第二二条関係）

3　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、その施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の鉱業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第二六条関係）

四　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすることとした。

◇予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第八五号）（厚生労働省）

一　予防接種法の一部改正関係

1　予防接種の実施に関する事項

(一)　臨時の予防接種

(1)　厚生労働大臣は、二類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができるものとした。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとした。（第六条第三項関係）

(2)　国は、臨時の予防接種（(1)の予防接種を含む。以下同じ。）の円滑な実施を確保するため、ワクチンの供給等に関し必要な措置を講ずるものとした。（第六条第四項関係）

(二)　予防接種の勧奨

市町村長又は都道府県知事は、一類疾病に係る定期の予防接種又は臨時の予防接種の対象者に対し、当該予防接種を受けることを勧奨するものとした。また、当該対象者が一六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者に対し、当該予防接種を受けさせることを勧奨するものとした。（第七条の二関係）

(三)　被接種者等の責務

予防接種を受けるよう努める責務を、(一)の(1)の予防接種の対象者については課さないものとした。（第八条関係）

2　費用負担に関する事項

(一)　費用の負担

1の(一)の(1)の予防接種を行うために要する費用は、市町村が支弁し、その費用の四分の一を都道府県が、二分の一を国がそれぞれ負担することとした。（第二二条第二項関係）

(二)　実費の徴収

1の(一)の(1)の予防接種を行った者は、経済的理由により、その費用を負担することが困難な場合を除き、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができるものとした。（第二四条関係）

3　事務の区分に関する事項

都道府県知事又は市町村長が処理することとされている1の(一)の(1)の予防接種の実施に係る事務は地方自治法の第一号法定受託事務とした。（第二五条関係）

4　損失補償契約に関する事項

政府は、この法律の施行の日から五年間を限り、新型インフルエンザ等感染症ワクチンについて、世界的規模で需給が著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがあり、これを早急に確保しなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるときは、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等感染症ワクチンの購入契約を締結する製造販売業者（新型インフルエンザ等感染症ワクチンの製造販売について、薬事法第一四条の三第一項（特例承認）の規定により同法第一四条の承認を受けているものに限る。）を相手方として、当該購入契約に係る新型インフルエンザ等感染症ワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該新型インフルエンザ等感染症ワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約を締結することができることとした。また、購入契約（損失補償契約を締結する場合に限る。）を締結する場合には閣議の決定を、損失補償契約を締結する場合には国会の承認を得なければならないこととした。（附則第六条関係）

二　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部改正関係

1　題名を「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」とした。

2　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の副作用救済給付に係る政令の規定を参酌して、給付の額、支給方法その他給付に関して必要な事項を政令で定める旨の規定を削除した。（第五条関係）

3　特例承認新型インフルエンザワクチン製造販売業者との補償契約に関する規定を削除した。（第一一条関係）

三　附則関係

1　新型インフルエンザ等感染症に係る定期の予防接種に関する特例

新型インフルエンザ等感染症のうち臨時の予防接種の対象としたもの及び今回の新型インフルエンザについては、予防接種法の一部を改正する法律（平成二三年法律第一一六号）附則第三条のインフルエンザに係る定期の予防接種の対象者を高齢者に限定する規定を適用しないこととした。（改正法附則第三条関係）

2　検討

(一)　政府は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、改正後予防接種法の規定の施行の状況等を勘案し、予防接種の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（改正法附則第六条第一項関係）

(二)　政府は、この法律の施行の日から五年以内に、緊急時におけるワクチンの確保等に関する国、製造販売業者等の関係者の役割の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（改正法附則第六条第二項関係）

四　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。
